

国民年金だより

ご存知ですか？
こんなこと、あんなこと



高知西年金事務所
高知市旭町3-70-1
☎088・875・1717
市民課保険医療係
☎42・1191

専業主婦・主夫の皆さん
第3号被保険者期間の
見直しをしてみませんか？

昨年、専業主婦・主夫の年金が改正されました。

サラリーマンの夫が退職した際などに、国民年金の3号から1号被保険者への切り替え手続きが遅れたため、保険料が未納となっている主婦が手続きを行った結果、年金を受け取れるようになる場合があります。

夫が会社を退職した場合や、妻自身の年収が増えたときなどは、手続き（第3号から第1号被保険者への変更届）をして保険料を納めなくてはなりません。

この手続きが2年以上遅れたことがある人は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未

年金事務所 出張年金相談日

相談日 毎月第4水曜日
9月24日(水)・10月22日(水)

受付時間 午前10時～11時40分
午後1時～3時

開催場所 総合保健福祉センター
2階会議室

※事前の予約はできません。
相談は当日受付順です。

※相談者が多数の場合、受け付けを締め切ることがあります。
また、受け付けの順番により、午後の相談になる場合があります。



納期間」が発生していました。昨年の改正では、このような人が手続きをすることで、「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになります。

問い合わせが遅れると65歳以上の人は、年金の受け取りも遅れます。65歳未満の人は、障害・遺族年金を受け取れない恐れがあります。

詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。
※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同じです。

こんにちは

市民課
窓口です

須崎市内で
引越しをしたときは

市民課
市民窓口係
☎42・1191

転居（須崎市内で引越し）をした人は、引越しが終わってから、須崎市役所で転居の手続きが必要です。

届出期間

引越し後14日以内

必要なもの

- 本人確認書類（運転免許証・パスポートなど）
- 須崎市から発行された資格者証（国民健康保険証・介護保険被保険者証など）
- 印鑑
- 外国人は在留カードまたは特別永住者証明書が必要です

手続きできる人

- 本人または同じ世帯の人（転居前または転居後に同じ世帯の人）
- 別世帯の人は委任状が必要です

転居後の手続き

国民年金・国民健康保険・住民基本台帳カードなど手続きが必要な場合があります。

※詳しくは問い合わせいただくか、須崎市ホームページをご覧ください。